

2022年10月25日

事業主様

日本ITソフトウェア企業年金基金

制度変更のご案内とご意向確認について

平素より当基金の事業運営に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当基金では、加入者の加入可能年齢の上限を65歳としているところですが、高齢期における就業形態の多様化、就労期間の延長、公的年金制度の改正等、労働者を取り巻く雇用環境等の変化に鑑み、加入者の老後保障機能を担う企業年金の役割をより一層高めるため、2023年10月より加入可能年齢の引き上げ等を実施することといたしましたので、ご案内申し上げます。

【制度変更の概要】

項目	現行	変更後
加入可能年齢	65歳未満	70歳未満 ※
年金の支給開始年齢	65歳	70歳 ※
繰り下げ可能年齢	65歳 65歳以降も事業所に使用される方は、 70歳または事業所に使用されなくなる 日のいずれか早い日	70歳 70歳以降も事業所に使用される方は、 使用されなくなる日まで繰り下げ可

※「加入可能年齢」と「年金の支給開始年齢」の変更は、事業所ごとに選択が可能

※「加入可能年齢」を70歳未満、「年金の支給開始年齢」を65歳といった別々の選択はできません。

つきましては、別添のご説明資料をご参照いただき、加入可能年齢および年金の支給開始年齢を70歳へ変更される事業所様は、下記フォームよりお申し出くださいますようお願いいたします。変更されない事業所様はお申し出不要です。

【ご注意】 初回の申出期限は、2023年1月末までとなります。

★加入可能年齢等の変更申出フォーム

https://www.its-kikin.or.jp/25_form/32_henkou.php

なお、今回の加入可能年齢等の変更に伴い、加入者範囲の変更をご希望される場合は、ご面倒でも、業務グループまでご相談ください。

ご不明な点等がございましたら、下記までお問い合わせください。

〈お問い合わせ〉

業務グループ 電話:03-5114-5517(代表)